

1. 平成24年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成24年6月29日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第120号 郡上市暴力団排除条例の制定について
- 日程3 議案第121号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第122号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程5 議案第123号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第124号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第126号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）
- 日程8 議発第9号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程9 報告第8号 専決処分報告について
- 日程10 議報告第7号 諸般の報告について

2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程10まで
- 日程11 議選挙第4号 郡上市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程12 議案第130号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等における取扱事務の変更について
- 日程13 議案第131号 工事請負契約の締結について（八幡中学校屋内運動場耐震補強改修工事）
- 日程14 議発第10号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄

15番 渡辺友三

16番 清水敏夫

17番 美谷添生

18番 田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 日置敏明

副市長 鈴木俊幸

教育長 青木修

市長公室長 田中義久

総務部長 服部正光

健康福祉部長 布田孝文

農林水産部長 野田秀幸

商工観光部長 蓑島由実

建設部長 武藤五郎

環境水道部長 木下好弘

教育次長 常平毅

会計管理者 山下正則

消防長 川島和美

郡上市民病院
事務局長 猪島敦

国保白鳥病院
事務局長 日置良一

郡上市
代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池場康晴

議会事務局
議会総務課長 丸井秀樹

議会事務局
議会総務課長
補佐 河合保隆

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員の皆様には6月12日の開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、報道のため写真撮影及びテレビカメラの撮影を許可しておりますのでお願いをいたします。

（午前 9時48分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、13番 武藤忠樹君、14番 尾村忠雄君を指名いたします。

◎議案第120号から議案第126号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程2、議案第120号 郡上市暴力団排除条例の制定についてから、日程7、議案第126号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）までの6件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました6件は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告いただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、総務委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。総務常任委員会の報告をいたします。

去る6月12日開催の平成24年第3回郡上市議会定例会において付託されました、条例議案5件、その他議案1件について、6月20日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案でありますけれども、議案第120号 郡上市暴力団排除条例の制定について。

市長公室長及び秘書広報課長から、郡上市合併時から不当要求等の対策に取り組んできたが、市民の安全・安心な生活を確保するためにも、社会全体で暴力団の排除を推進することは必要であり、昨年2月に市長と郡上警察署長との間でこの旨の合意書を交わしたことで、平成23年4月1日から県条例が施行されていることを受けて市としても暴力団排除に関する条例制定が必要であることについて説明を受けました。

委員から、本条例第2条第3号の中に「5年を経過しない者」とあるが、5年という根拠とその

確認方法、また第12条の当該行事主催者による催事等からの暴力団の排除というのは、地域の小さな催事等では困難ではないかとの質問があり、見せかけで退団する場合があるので、県条例を参考にして5年とした。5年を経過しているかどうかや、暴力団であるかどうかについては、郡上警察署に対して所定の手続を行えば確認できるが、まずは市に相談していただき市から警察へ相談するという手順で行っていきたいとの説明がありました。

郡上市となって以来の暴力団からの不当要求について質問があり、現在郡上市には指定暴力団はなく、これまでに市に対しての不当要求はないとの説明がありました。

第9条に市民及び事業者に対する支援が掲げているが、情報提供者の身の安全の保障はあるかとの質問があり、本条例を上程する前に郡上警察署と協議を重ねて確認をしていること、県条例においても保護措置が明記されており、保護に必要な資機材の提供があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることを決定いたしました。
議案第121号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び企画課長から、今春、まめバスを応援する会からまめバスマップの寄贈があり、その際に一日乗車券の提案があったこと、郡上市地域公共交通会議でも審議をし、計画に掲げていることから、観光客による利用者数の増加と市民の利便性向上、また市の収入増という3点から、一日乗車券を新設したいとの説明を受けました。

委員から、通常の乗車券との見分け方と発行場所について質問があり、一日乗車券は何日限りと表示し、裏に注意書きを載せる。発券場所はバスの中と城下町プラザ、市役所であるとの説明がありました。

観光客の実態について質問があり、全便の利用者のOD調査を行ったが、観光という項目を設けていなかったため、今後はそうした点を見直して調査を行い、利用者の目的や効果を把握していききたいとの説明がありました。

委員から、調査を踏まえて、他の路線においても往復料金なら割安になるといったことも、検討に入れていただきたいとの意見がありました。

利用者数をふやす目的なら、料金は100円でよいのではないかとの質問があり、郡上市全体での統一的な料金設定を行っている点と、当路線は料金均一路線で、往復では200円となっているため、基本は往復という考え方の他市の例を参考に料金設定を行ったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第122号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

総務部長から、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正により、外国人が住民基本台帳法の適用対象に加えられたことに伴い、郡上市内部組織設置条例ほか4条例について所要の規定

を整理するための条例制定であるとの説明を受けました。

委員から、外国人登録法の廃止に伴い、登録手続の流れはどのようになるかとの質問があり、入国の際に入国管理局で在留カードの交付を受け、そのカードを持参して市町村窓口にて住民基本台帳に登録することになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第123号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、地方税法において平成24年3月31日までに取得された下水道の除害施設と雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が3年間延長されることに伴い、本条例もその対象資産の取得期限を3年間延長するための条例改正である。また、課税標準の特例割合は法律で定められていたが、今回の改正で法律の範囲内において条例で定めることとなったため、これまでと同様、地方税法で参酌基準とされている割合にするとの説明を受けました。

委員から、下水道の除害施設と特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の詳細について質問があり、下水道の除害施設には、下水道機能の妨げ、または損傷の恐れがある下水を継続して排出するものに対しそれら除去する施設で、ペーハー調整槽や油脂等分離装置が対象となる。雨水貯留浸透施設は、貯留施設と浸透施設に分かれており、貯留施設は調整池等であり、浸透施設は透水性舗装等であるとの説明がありました。

郡上市に対象施設はあるかとの質問があり、下水道の除害施設の対象となる施設は市内にもあるが、事業主が取得年度や対象施設を勘案して判断しており、現在のところ、固定資産税の申告を行う中では、この特例措置の申請はない。雨水貯留浸透施設の対象となる施設は、特定都市河川流域の指定内にある施設が対象となるが、岐阜県下には指定流域がないため施設はあるが対象となっていない。こうした法律が整備されている中で、将来的に指定となった場合に速やかに対応できるように条例を整備するものであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第124号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、電気自動車の普及により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等があり、電気自動車用の急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を加えるなど、所要の規定を整備するための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、電気自動車を一般家庭でも充電しているが、対象となるのかとの質問があり、対象となるのは全出力が20キロワットを超え50キロワット以下の急速充電設備であるので、一般家庭での充電は該当しないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

その他の議案であります、議案第126号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）。

総務部長から、地縁団体認可に伴い、市名義となっている木尾自治会所有の土地を該当自治会に無償譲渡したいとの説明を受けました。

委員から、その他の地域において、市名義となっている自治会所有の土地はあるのかの質問があり、まだ地縁団体を設立していない自治会において市名義となっている土地があり、確認書など書面を残すように指示しているとの説明がありました。

地縁団体名義となった土地は、固定資産税の課税されるのかとの質問があり、減免措置があるとの説明がありました。

自治会所有で市名義の土地は山林以外でもあるのかの質問があり、宅地等にも郡上市が使用している土地があり、用途を廃止したら自治会に戻すことになっているが、地縁団体になっていないので名義が移されていない土地もあるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可と決定いたしました。

上記のとおり報告いたします。平成24年6月29日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。以上であります。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第120号 郡上市暴力団排除条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第121号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） この議案第121号ですけれども、まめバスにつきましては、八幡町時代に郡上、八幡の市街地を、バスを通らせないためのということで、こういったものができたと思っておりますが、現在、その当時県の補助をもらって、このまめバスを、運営をしとったということも

覚えておりますが、現在どんな状態で、例えば県等の補助金があるのかということもひとつお聞きしたいなと思っておりますが、それと、この中で観光といったことが随分出てきてますけども、地域公共交通会議でも審査し、計画に上げてるということもありますけれども、例えば今のこのまめバスの運営委員会みたいなものはあると思うんですけども、例えばその中に、今岐阜バスさんはどうなっているかわかりませんけれども、例えばタクシーとかいろんなそういった公共交通を行ってみえる方との協議といったことは現在どんなふうになってるのか、このまめバスに関してですけども、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ただいま武藤議員からの質問であります。財源につきましては、詳細手持ちありませんので担当部より説明をいただきます。

なお、もう1点の関連の地元の企業、事業者との協議といたしますか、打ち合わせとかいろんなそんなことにつきましても、特段の委員会としては質問は出ておりませんし、経過についてはわかりませんので、担当部のほうで説明を求めます。

○議長（清水敏夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） まめバスにつきましては今の御質問でございますけれども、現在23年度の利用状況でございます。23年度合計で5万5,919人という御利用がございまして、一日平均154.7人、こういう人数であります。

ちょっとさかのぼって比較をいたしますと、平成20年度におきましては6万人の御利用があったということでありますので、若干減少をしておるといふ御利用の状況があります。

運行の経費につきましては、23年度おおむね2,062万円、こういうことでございまして、運賃収入は先ほどの5万5,000人に100円を掛けるわけでございますが、一部割り引きがありますので、それで運賃収入は約550万円という数字でございます。これに広告収入が28万5,000円ということでありまして、収支率が28%、こういうふうな今の運営の状況でございます。

それで、運営についてのまめバスの運営委員会というものは実際のところはありません。これは自主運行バスとしての取り組みということでありますので、郡上市としてこれを直営させていただくということで、現在は運行業務につきまして、この春から青ルート、赤ルートともに、郡上タクシーのほうに運行を委託しておると、こういうことであります。

自主運行バス、一連のことにつきましては、郡上市の地域公共交通会議の中でいろいろなそうした議論の場を持っておりますので、先ほど御指摘がありましたように、このいわゆるまめバスの市街地におけるもう少し御利用を促進するための方途としては、ただいま上程をさせていただきました一日乗車券とか、あるいは観光施設の入場券とのセット券の発売でありますとか、そういうこと

につきまして今までも御提案があって、それが今の地域公共交通会議の中でも、これからの一つの検討事項としては、掲載を計画の中にされておったということであります。

まめバスを応援する会というのは、全くこれ民間のグループの皆さんの会でありまして、そちらのほうから先般お配りをしましたまめバスマップというのはいいただきましたけれども、これは市民の皆さんの自主的な応援する会としてのお取り組みということでありますので、公の中でこのことにつきまして特設運営委員会を持っておるということではありませんが、先ほどの公共交通会議と、そして市長公室の企画課の中で、運行につきましての企画、あるいは運行管理ということをさせていただいております。

県の補助金につきましては、これは現在ちょっと詳細を今調べますけれども、基本的には数字のこともありますので、調べてすぐ御報告させていただきます。よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 私は、このまめバスができるときに、ちょうど八幡町で産建委員をやってみて、この調査ということで金沢に行ったりいろんなことをやってくる中で、当時のこととして覚えてるのは、高速道路と八幡の町なかをつなぐために県から補助金が出るからこの事業をやるといってスタートした記憶があるんです、正直いって、その辺のところは今どうなってるのかなということと、それから、町なかに大きなバスを通らせないということでまめバスをして、市内の混雑を解消しようということでこのまめバスができたわけですし、こうやって観光客用にこういった一日券を出してやるということになると、当初の目的とちょっと変わってきてるのかなって気もしますので、その辺のところ確認したかったわけです。僕ら金沢へ視察に行ったときには、民間のタクシーとかバスに影響のないように、朝から夕方まででとか、いろんな工夫をされてた経緯もありますので、そういった地元の業者との連絡がうまくとれてればいいのかなんていう思いもしたので質問をさせていただきましたが、その県の補助金につきましては後ほどでよろしいですけれどもお知らせいただけたらと思います。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） まめバスの運行を始めてきた経緯につきましては、ただいま御指摘がありましたように、都市計画街路が郡上市街地の周辺をずっと一周をすると。それ以前につきましては、この市街地を路線バスがずっと運行をしていたわけでありまして、非常に狭い市街地の道路を、大きな路線バスが何台も通っているという状況に対しまして、市街地を路線バスが通っていただいて、そこと市街地を結ぶということとか、あるいは市街地の周辺部に大規模駐車場を置いて、市街地にはできるだけ観光客の皆様には車をおいて入っていただくというふうな都市計画の

観点でこれを実験をし、そして何年かそういう実証実験を踏まえて実施をしてきたというふうに受けとめております。そういうことにつきましては、現在もそういうふうな意味合いとして運行させていただくとる点は同じでありますので、よろしく願いをいたします。

濟いませぬ、ちょっと数字が明確でないといけぬということでありましたので、おくれて大変失礼をいたしましたけれども、23年度におきましては、市町村バス交通総合化対策費補助金ということで、これはまめバスは349万1,000円の県から補助金をいただいて、御支援をいただいておりますという状況でございます。

○議長（清水敏夫君） 武藤議員、よろしいですか。

○13番（武藤忠樹君） はい、いいです。

○議長（清水敏夫君） その他ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第122号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長報告は、原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第123号 郡上市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第124号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第126号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第9号について（委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程第8、議発第9号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、また各常任委員会から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付のとおり申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎報告第8号について

○議長(清水敏夫君) 日程第9、報告第8号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 報告第8号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成24年6月29日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第3号 専決処分書(和解及び損害賠償の額の決定について)。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年6月21日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成24年3月29日午後3時40分ごろ、郡上市八幡町小野地内、市道39号線の十字路の交差点上において、郡上八幡コミュニティバスが左側道路より走行してきた相手方自動二輪車と衝突した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、0円でございます。

双方とも3万8,115円の責任額につき、損害額を各自それぞれ負担するということでございます、裏面に0円となることとございますが、甲の郡上市が損害額12万7,050円と、また乙が5万4,450円という形でございます。それで過失割合が70%と30%ということで、それぞれの責任額を計算した上で3万8,115円ずつになるということで、双方が、それぞれが各自の負担をするということで、よろしくお願ひいたします。

○議長(清水敏夫君) 質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 以上で、報告第8号を終わります。

◎議報告第7号について

○議長(清水敏夫君) 日程10、議報告第7号 諸般の報告について。

議員派遣等報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議選挙第4号 郡上市選挙管理委員及び補充員の選挙について、議案第130号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等における取扱事務の変更について、議案第131号 工事請負契約の締結について(八幡中学校屋内運動場耐震補強改修工事)、議発第10号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書について、以上4件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでよろしくお願いをいたします。

◎議選挙第4号について

○議長(清水敏夫君) 日程11、議選挙第4号 郡上市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで氏名入りの議案を配付いたしますので、しばらくお待ちいただきます。

それでは、ただいまより指名をいたします。

選挙管理委員には、村井功一君、榊原勝喜君、小澤秀生君、熊崎富士男君、以上の方を指名いたします。

補充員には、山田茂男君、高田忠雄君、曾我金一君、辻治美君、以上の方を指名いたします。

なお、補充員につきましては、ただいま申し上げた順序のとおり順序を決定したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました選挙管理委員4名の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、村井功一君、榊原勝喜君、小澤秀生君、熊崎富士男君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、先ほど指名しました補充員4名の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、山田茂男君、高田忠雄君、曾我金一君、辻治美君、以上の方が補充員に当選されました。なお、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、補充員の順序はただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

◎議案第130号について(議案説明・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程12、議案第130号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等における取扱事務の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 議案第130号 郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等における取扱事務の変更について。

郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等における取扱事務の一部を次のように変更するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第5項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月29日提出、郡上市長 日置敏明。

今回この変更については、外国人登録法の廃止と、また住民基本台帳法の一部改正によって、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられたということに伴いまして、事務の変更をするものでございます。

新旧対照表を見ていただきますと、この郵便局の取り扱いにおいての2条の4号でございます。旧のほうに、4号のところに「外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び当該請求に

係る外国人登録原票記載事項証明書の引き渡し」とございます。これは外国人登録の関係、廃止になったということで削除していくものでございます。

その以降、5号、6号、7号ございますが、これが4号、5号、6号というふうに繰り返されるとい形でございます。

今現在、この郵便局においては、4郵便局での事務の取り扱いを行っていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第130号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第131号について（議案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程13、議案第131号 工事請負契約の締結について（八幡中学校屋内運動場耐震補強改修工事）を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 議案第131号 工事請負契約の締結について（八幡中学校屋内運動場耐震補強改修工事）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月29日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、八幡中学校屋内運動場耐震補強改修工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札による。
- 3、契約金額、2億7,510万円。
- 4、契約の相手方、郡上市八幡町旭1035番地、（株）高垣組代表取締役、森下光。
- 5、工事の場所、郡上市八幡町小野8丁目5番地1。
- 6、工事の概要、改修工事一式でございます。

1枚おめくりをいただきまして、屋内運動場耐震補強改修工事の概要等を載せさせていただいております。

4でございますが、工期でございます。本契約締結の日より平成25年3月26日でございます。

7の工事内容でございますが、屋内運動場鉄筋コンクリート造、小屋組鉄骨造でございますが、3階建て、面積2,801平方メートルの耐震補強工事等でございます。

耐震補強工事でございますが、ここに掲載してございますように、鉄筋コンクリート壁の増設、あるいは鉄骨ブレースの増設、あるいははりの補強、増設、水平ブレースの補強というような内容になってございます。箇所数をそこに掲載をさせていただいております。

そのほかの非構造体耐震工事といたしまして、ガラスの飛散防止工事を行う予定でございます。

それと、この建物につきましては、アスベストがございまして、アスベストの改修工事を行う予定でございます。

体育館の屋根裏の折版にアスベストが塗装をしております。それから1階の天井面にも同じようにございます。それを先に除去をし、それから耐震工事に入らせていただくということになるかと思っております。

そのほか一般改修工事としまして、塗装がえ等ほか、その改修工事に伴い、補強工事に伴い改修等が必要になってくるところ等につきまして、改修等を行っていく予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面が配置図、それから、それ以降図面を何ページかつけさせていただいております。耐震補強工事の箇所等を図面で示させていただいております。左下、あるいは右上、右下のところに、凡例で色塗り等で示させていただいております。参考にしていただきたいと思います。

一番最後のページでございますが、入札結果を掲載してございます。落札率96.55%ということでございます。参考資料としてつけさせていただいております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これは25年の3月26日までと、かなり長期にわたりますが、実際使っておるところですので、どういう配慮で行われるのかその説明をお願いしますし、下のほうで、アスベストの改修工事ということになっております。それで、このアスベストの場合には、1回僕が説明を聞いたことはありますけど、見に行ったことはありませんので、どんな取り扱いがされて、これはかなりいろいろ手間もかかるし、いろんな対策が必要だというふうに聞いておりますので、ちょっとそういう概要についてお聞きしたいですし、アスベストのある場合には公費に対してどのような反

映といますか、高くなるとか、そういう点について聞きたいと思いますし、地図でいうと、アスベストの位置はどこかに書いてあるのか知らんが、また説明で教えていただきたいと思います。

なお、最近のこういう改修でアスベスト工事をやられたところの例を教えてください。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） この耐震補強工事の工期でございますが、来年の3月26日ということで、本契約締結からほとんど1年を要するわけでございます。中学校の生徒につきましては、総合スポーツセンターを利用していただくように手配をさせていただいております。ただ、冬期の時期になりますと、そこまで徒歩で通うというのもかなり時間を要したり、安全面のこともございますので、冬期についてはバスを手配して、そこまで送るという予定で考えてございます。

それから、アスベストの関係でございますが、これにつきましては当然普通の工事のようというわけにはいきませんので、それが外部等に飛散しないように手配をし、そういった工法でやらしていただくということでございますが、これは耐震工事も兼ねてございますので、まずはアスベストを除去してから耐震補強に入っていくということに順序としてはなります。

位置でございますが、ここに、図面上には書かせていただいておりますが、工事内容のところに書かせていただいております。屋根裏の折版ということで、大屋根の屋根裏に、その当時は吸音とか断熱とか、そういった目的でもって吹きつけがしてございます。

それから、1階の天井の柔道場、剣道場、卓球場、あるいは体操場がございまして、その天井にもございまして、同じようにそれも除去して、新たなものを吹きつけをしていくということでございます。

あと、ここ最近でアスベストの除去を行わさせていただきましたのは、耐震補強工事とあわせてでございますけども、北濃小学校の屋内運動場が、こんな大がかりではございませんでしたけども、例としてございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田議員。

○6番（野田龍雄君） アスベストの工事をするために公費がどのくらいの割合といたしますか、かなりかかるんじゃないかと思うんですが、わかりますか。

○議長（清水敏夫君） 公費について答弁を求めます。

教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 済いません、この契約の金額からして、公費が幾らということちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、大ざっぱで言いますと、このアスベストの工事が、この全体の工事の半分、5割近く、5割まではいつておりませんが、の金額を占めているというふうに思

っております。詳細な数字につきましては後ほどまた報告をさせていただきます。

○議長（清水敏夫君） 6番 野田議員、よろしいですか。

○6番（野田龍雄君） はい。

○議長（清水敏夫君） そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第131号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第10号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程14、議発第10号 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第10号

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成24年6月29日提出

提出者 郡上市議会議員 尾村 忠雄

賛成者 郡上市議会議員 兼山 悌孝

郡上市議会議長 清水敏夫様

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書（案）

政府は去る16日、関西電力大飯発電所3号機、4号機について、確固たる安全対策が確立されない中、再稼働を判断されたところである。この背景には、現状のままでは、今年の夏の電力が不足

する可能性があるとの判断から、従来のストレステストのルールに追加する形で短時間に定めた安全基準により安全性を確認し、地元自治体に対し再稼働の協力要請をされ、同意は得られたものの国民の不安は解消されておらず、政府の方針と大きく乖離がある。

安全基準については、本来は原子力安全委員会の審議を経て決定されるべきものであるのに、政府判断の名のもとに、専門的知識も持ち合わせていない4大臣の会合で決定されたものであり、何の法的根拠も有していないと言わざるを得ない。

福島第一原子力発電所事故の検証が十分できていない状況で、審議の状況を国民に公開することなく重要な基準が策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものである。

また本市は、福井県の原子力発電所の風下であり、万が一、事故が発生した際は被害を受ける可能性の高い地域であることから多くの市民から不安の声が上がっている。

よって、国においては、原子力発電所の再稼働については、福島第一原子力発電所事故の十分な検証を踏まえるとともに、不安解消に向けた安全基準、安全性及び再稼働の必要性等について、国民的な理解を得た上で行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（原子力行政）

内閣官房長官

以上でございます。

○議長（清水敏夫君）　ここで提案者の説明を求めます。

14番　尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君）　14番　尾村です。ただいま追加日程で上程されました議発第10号　原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書についての提案理由の説明を申し上げます。

政府は、夏の電力不足が懸念されるということで、大飯原発の再稼働を判断されたところであります。昨年3月は福島第一原子力発電所の事故では近隣の自治体が避難を余儀なくされ、いまだに

不便な生活を強いられております。

郡上市は、大飯原発の近隣であり、風下にも位置するというので、万が一の場合は被害を受ける可能性が非常に高い地域であります。福島第一原発の事故のような悲惨な状況を二度と起こさないためにも十分な検証を踏まえ、安全性や再稼働の必要性について理解を得た上で行っていただかなければなりません。

既に再稼働の判断はされておりますが、慎重に対応をいただきたいということで意見書を提案させていただきましたので、議員各位の御賛同をよろしくお願ひしまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 提案者の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第10号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第10号は原案のとおり可とすることに決いたしました。

◎市長あいさつ

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで市長よりごあいさつをいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成24年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る6月12日開会以来、本日まで、議会におかれましては、終始御熱心に御審議をいただきました。提出いたしました議案につきましても、すべて御議決をいただきましてありがとうございます。

審議の過程におきましていただきました御指摘や御提案等につきましては、これからの市政運営の中でそれらを十分踏まえてまいりたいと存じます。

これからは、先ほど開会前のごあいさつにも申し上げましたけれども、夏本番ということで、おどりを初め、各種の多彩なイベントが市内で繰り広げられる季節となってまいります。市といたし

ましてはこうした市内外からたくさんの方々がお参集になりますいろんなイベントにつきまして、まずは安全第一にということでいろいろ配慮してまいりたいと思いますし、またこうしたイベントの季節であります、また風水害等の季節でもございます。そうした災害等に対する備えというものも忘れないで対応してまいりたいというふうに思っております。

議員の各位の皆様方にも何かとこれから御多忙な季節ということになろうかと思いますが、御健康に留意をされまして、ますます御活躍をいただきますようお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（清水敏夫君） それでは、平成24年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る6月12日から本日まで18日間にわたり、条例改正、補正予算など、市政の諸案件につきまして、議員各位には極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望等につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員並びに執行者各位におかれましては、これから猛暑、炎暑という季節を迎えます。健康に留意をいただきまして、ますますの御活躍を、御祈念を申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成24年度第3回郡上市議会定例会を閉会します。

(午前10時51分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

